

A36 医師等による診療等の対価等のうち、症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものが「医療費控除」の制度の対象となります。

医療費控除の対象となる医療費は次の通りです。

- ① 医師または歯科医師による診療または治療
- ② 治療または療養に必要な医薬品の購入
- ③ 病院、診療所または除算所へ収用されるための人的役務の提供
- ④ あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術者または柔道整復師による施術
- ⑤ 保険師、看護師または准看護師による療養上の世話
- ⑥ 助産師による分娩の介助

また、以下のような診療等を受けるための直接必要な費用もその対象となります。

- ① 医師等による診療等を受けるための通院費、もしくは医師等の送迎費、入院もしくは入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用または医療用器具等の購入、賃借もしくは使用のための費用で通常必要なもの。
- ② 事故の日常最低限の用を足すために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入のための費用。
- ③ 身体障害者福祉法第38条（費用の徴収）、知的障害者福祉法第27条（費用の徴収）もしくは、児童福祉法第56条（費用の徴収）またはこれらに類する法律の規定により都道府県知事または市町村長に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの、ならびに①及び②の費用に該当するもの。

控除額の計算

- (1) (支払った医療費の額－保険等で補てんされた金額)
 - (2) ① 所得金額の合計額×5%
② 10万円
①と②のいずれか低い金額
 - (3) (1)－(2)
- ただし、医療費控除の最高額は、200万円です。